

No.	発生 (通報) 年月 日	県公 表 年月 日	異常の概要	国の 報告 対象	国の 公表 区分	号 機別	管理 区域	異常 の 種類
1	15.4.3	15.4.4	セメント固化装置の自動停止	無	B	3	内	設備故障
2	15.4.8	15.5.12	スチームコンバータの発生蒸気量低下	無	C	2	外	設備故障
3	15.5.1	15.6.10	原子炉補機冷却海水系統配管からの海水漏えい	無	C	1	外	その他
4	15.5.6	15.6.10	低圧タービングラント蒸気圧力計の検出配管継手部からの蒸気漏れ	無	C	2	外	設備故障
5	15.5.8	15.6.10	系統ショックによる電気出力の瞬間変動	無	C	2	外	その他
6	15.5.15	15.6.10	総合排水処理設備の排泥ポンプ出口配管からの汚泥の漏えい	無	C	3	外	設備故障
7	15.5.15	15.6.10	系統ショックによる電気出力の瞬間変動	無	C	2	外	その他
8	15.5.16	15.5.17	ほう酸注入タンク出口弁の弁体の傷	無	B	1	内	設備故障
9	15.5.18	15.6.10	系統ショックによる電気出力の瞬間変動	無	C	2	外	その他
10	15.5.22	15.6.10	総合排水処理設備の逆洗ポンプ出口配管からの処理水の漏えい	無	C	3	外	設備故障
11	15.5.31	15.6.10	地震の観測 (1号機 5ヵ所、2号機 5ヵ所)	無	C	12	-	地震観測
12	15.6.7	15.7.10	総合排水処理設備の漏電ブレーカーの故障	無	C	3	外	設備故障
13	15.6.13	15.6.13	安全注入系統テストライン配管の欠陥指示	無	A <sup>1</sup>	1	内	設備故障
14	15.6.20	15.7.10	2次系補助設備制御盤の故障	無	C	3	外	設備故障
15	15.6.24	15.6.24	作業員の救急搬送	無	A	1	外	その他
16	15.7.3	15.7.3	加圧器安全弁ウォーターシールドレン弁からの1次冷却水の系統内漏出	無	B	1	内	設備故障
17	15.7.9	15.7.10	1次冷却材ポンプ封水注入系統の流量計元弁からの1次冷却水の微少漏えい	無	B	1	内	設備故障
18	15.7.10	15.8.11	取水ピット水位計の故障	無	C	3	外	設備故障
19	15.7.29	15.8.11	系統ショックによる電気出力の瞬間変動	無	C	12	外	その他
20	15.8.6	15.8.7	炉内出力制限値の超過に伴う原子炉出力の降下について	無	B	3	内	その他
21	15.8.11	15.8.11	新燃料開梱作業中の作業員の負傷	無	A <sup>2</sup>	3	内	人身事故
22	15.8.15	15.9.10	タービン動主給水ポンプ油清浄器ガス抽出機の故障	無	C	3	外	設備故障
23	15.8.20	15.9.10	主変圧器保護継電器の自動診断装置の故障	無	C	3	外	設備故障
24	15.8.21	15.9.10	野外モニタ盤とモニタリングポストNo.4間のケーブル損傷	無	C	123	外	その他
25	15.8.22	15.9.10	補助蒸気配管からの蒸気漏えい	無	C	2	外	設備故障
26	15.9.3	15.9.4	雑固体焼却設備の前処理装置油圧ユニットからの油漏れ	無	B	-	内	設備故障
27	15.9.3	15.10.10	硫酸第一鉄を含む洗浄水の雨水排水口からの排水	無	C	12	外	その他
28	15.9.24	15.9.24	余熱除去系統配管の液体浸透探傷検査による指示確認	無	A <sup>1</sup>	3	内	設備故障
29	15.10.4	15.11.10	湿分分離加熱器からの2次系蒸気漏えい	無	C	2	外	設備故障
30	15.10.9	15.11.10	放水ピット水モニタの故障	無	C	3	外	設備故障
31	15.10.17	15.11.10	非常用ディーゼル発電機の起動試験における起動不調	無	C	3	外	設備故障
32	15.10.21	15.10.22	廃液貯蔵タンクドレン配管の析出物付着	無	B	1	内	設備故障
33	15.10.25	15.11.10	脱塩水タンクの水位計故障	無	C	12	外	設備故障
34	15.10.31	15.10.31	格納容器内での補機冷却水 (純水) 漏れ	無	B	3	内	設備故障
35	15.11.15	15.11.17	原子炉容器内部構造物吊上りハーサル中の吊上金具の変形	無	B	3	内	その他
36	15.12.3	16.1.13	鋼板吊上げ作業中の鋼板落下による作業員の負傷	無	C	3	外	人身事故
37	15.12.8	16.1.13	主給水ポンプウォーミング配管サポートのずれ	無	C	3	外	設備故障
38	15.12.14	15.12.15	原子炉容器フランジ部の漏えい検知用配管の温度上昇	無	B	3	内	その他
39	16.1.16	16.1.17	補助給水ポンプの異常	無	B	1	内	設備故障
40	16.1.22	16.2.10	高圧給水加熱器の水位検出器の故障	無	C	3	外	設備故障
41	16.1.23	16.2.10	作業員の負傷	無	C	2	内	人身事故
42	16.2.2	16.3.10	スチームコンバータ給水ライン配管フランジ部からの純水の漏えい	無	C	2	外	設備故障
43	16.2.13	16.3.10	エタノールアミン排水処理装置の電解槽供給ポンプの故障	無	C	123	外	設備故障
44	16.3.7	16.4.12	総合排水処理装置油分計入口配管部からの処理水の漏えい	無	C	3	外	設備故障
45	16.3.9	16.3.9	充てんポンプC号機の異常	無	A	3	内	設備故障
46	16.3.16	16.4.12	地震の観測 (2号機 6ヵ所)	無	C	2	-	地震観測
平成15年度合計					A : 5 B : 11 C : 30 計 : 46			

(注) 1 国の判断に時間を要したためA区分として公表

2 診断に時間を要し、労働安全衛生法の報告対象の有無が未確定だったため、A区分として公表

## (趣旨)

第1条 この要領は、伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書（昭和51年3月31日締結。以下「協定書」）の規定に基づき四国電力(株)から通報連絡され又は報告される伊方原子力発電所（以下「発電所」という。）に係る異常（正常状態以外のすべての事態）の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

## (基本方針)

第2条 県は、四国電力(株)から通報連絡され又は報告される発電所に係るすべての異常に関する事項を公表する。

2 県は、公表に当たっては、透明性の確保を図るとともに、発電所の異常の内容、程度等について、県民に分かりやすく、適時・的確な情報を提供するものとする。

## (公表事項等)

第3条 公表事項及び公表内容は、次のとおりとする。

公表事項	四国電力(株)から通報連絡される発電所に係るすべての異常の発生と経過	四国電力(株)から報告される発電所の設備のすべての異常の原因と対策
公表内容	<p>お知らせ（様式第1号） 四国電力(株)からの通報連絡 添付書類（異常の内容に応じて添付）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発電所の配置図</li> <li>・ 発電所の基本系統図</li> <li>・ 専門用語等の解説</li> <li>・ 周辺環境放射線調査結果</li> </ul>	<p>お知らせ（様式第2号） 四国電力(株)からの報告</p>

## (公表方法)

第4条 公表方法は、次のとおりとする。

- (1) 報道機関への発表又は資料提供
- (2) 県ホームページへの掲載
- (3) 閲覧（県庁、県八幡浜地方局、伊方原子力広報センター）

## (公表時期)

第5条 公表時期は、別表のとおりとする。

## (その他)

第6条 発電所の異常の公表内容等の問い合わせについては、県民環境部環境局環境政策課が対応する。

## 附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

別表

1 発電所に係る異常の発生及び経過の通報連絡の場合

区分	内 容	公表時期	
		報道機関	県ホームページ 閲 覧
A	(1) 協定書第 11 条第 2 項第 1 号から第 10 号までに掲げる事態が発生したとき (2) その他次に掲げる社会的影響が大きくなるおそれがあると認められる事態が発生したとき ア 発電所の周囲地域で震度 5 弱以上又は発電所で 20 ガル以上の地震を観測したとき イ 労働災害等により救急車の出動を要請したとき ウ 異常な音を発生したとき又は蒸気の異常な放出をしたとき エ 油、薬品等が敷地外に異常に漏えいしたとき。 (周辺環境に影響を与えないものを除く。) (3) その他特に重要と認められる事態が発生したとき	直ちに公表	直ちに掲載
B	(1) 管理区域内における設備の異常が発生したとき (2) 発電所の運転・管理に関する重要な計器の機能低下、指示値の有意な変化があったとき (3) 原子炉施設保安規定に定める運転上の制限が、一時的に満足されないと判断されたとき (4) その他重要と認められる事態が発生したとき	通報連絡後 48 時間以内 に公表	通報連絡後 48 時間以内 に掲載
C	A 及び B 以外の事項	毎月 10 日に 前月分を公 表(10 日が 勤務日以外 の場合は、次 の勤務日と する。)	毎月 10 日に 前月分を掲 載(10 日が 勤務日以外 の場合は、次 の勤務日と する。)

2 発電所の設備の異常の原因と対策の報告の場合

毎月 10 日(10 日が勤務日以外の場合は、次の勤務日)に、前々月に通報連絡のあった異常に係る原因と対策の報告を公表する。

ただし、緊急に公表する必要があるもの及び原因調査に時間を要するものについては、公表時期を変更するものとする。

資料 8 - 3 平成15年度伊方原子力発電所周辺環境放射線等調査計画（愛媛県実施分）

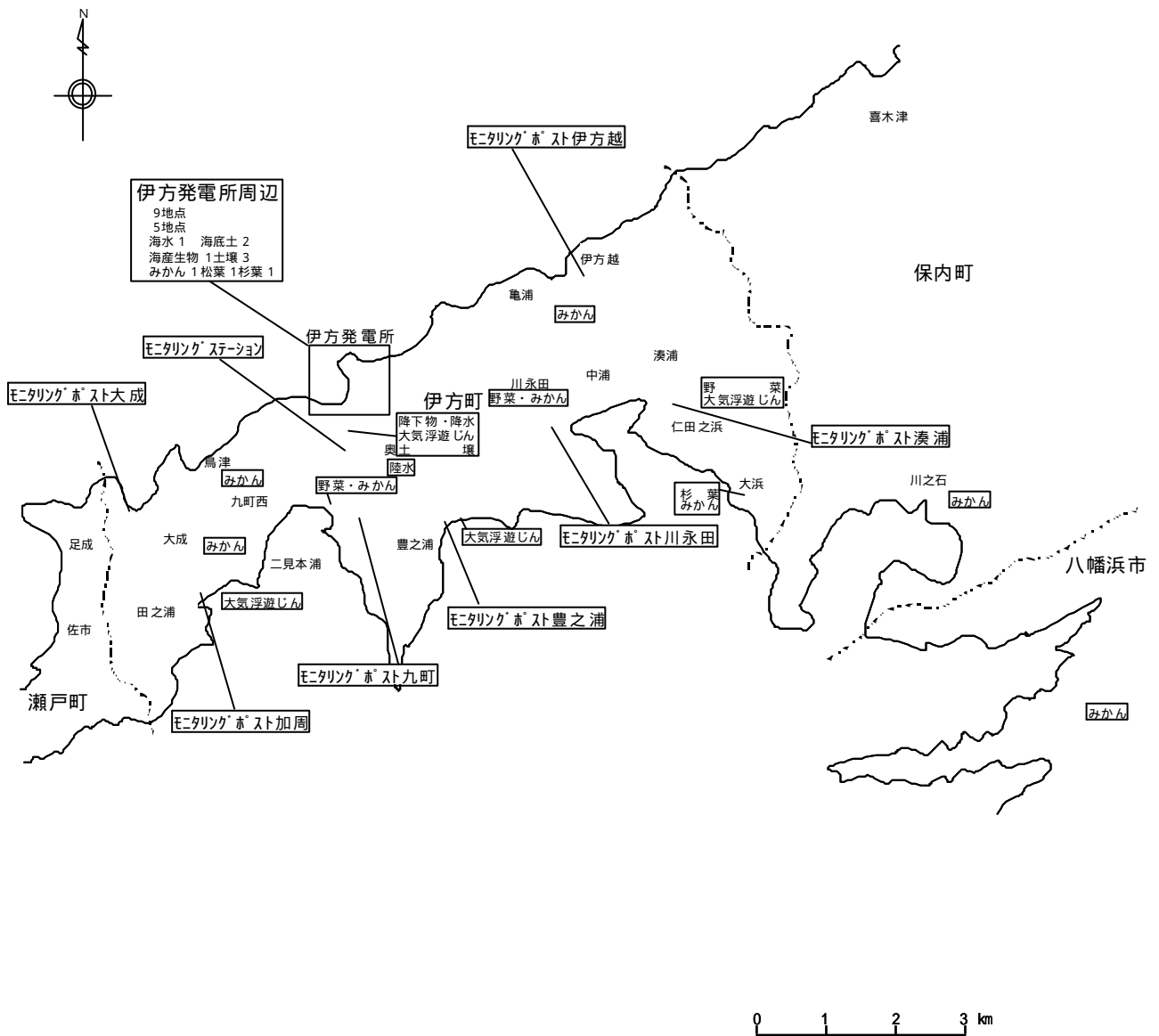
調査項目	調査地点		調査頻度等		調査件数						備考	国のモニタリング指針 <sup>(注2)</sup>				
	地点数	地名	頻度	実施月	全ベータ放射能	ガンマ線放出核種	トリチウム(H-3)	ストロンチウム(Sr-90)	ヨウ素(I-131)	アルファ線放出核種		頻度	測定方法	備考		
空間放射線	線量率 <sup>(注1)</sup>	1	九町越	-	連続						モニタリングステーション (NaI(Tl)シンチレーション検出器) (加圧型電離箱検出器) (NaI(Tl)シンチレーションパルソメータ)	連続	NaI(Tl)電離箱			
		7	伊方越、九町、湊浦、川永田、豊之浦、加周、大成	-	連続						モニタリングポスト (NaI(Tl)シンチレーション検出器) (加圧型電離箱検出器) (NaI(Tl)シンチレーションパルソメータ)					
		10	亀浦、発電所周辺、九町越、豊之浦、川永田、湊浦、九町、鳥津、八幡浜市、松山市	12	毎月1回						球形NaI(Tl)シンチレーションパルソメータ NaI(Tl)シンチレーションパルソメータ等					
		6	発電所周辺、九町越、川永田、湊浦、九町、松山市	4	5, 8, 11, 2						モニタリングカー { ゲルマニウム半導体検出器 } { NaI(Tl)シンチレーション検出器 } 有機シンチレーションパルソメータ 加圧型電離箱検出器					
		73	伊方町(32)、三崎町(2)、瀬戸町(10)、保内町(5)、八幡浜市(10)、長浜町(4)、大洲市(4)、三瓶町(3)、宇和町(2)、松山市(1)	2	4~6 10~12						NaI(Tl)シンチレーションパルソメータ					
積算線量	31	伊方町(19)、三崎町(1)、瀬戸町(3)、保内町(2)、八幡浜市(1)、長浜町(1)、大洲市(1)、三瓶町(1)、宇和町(1)、松山市(1)	4	四半期毎						TLD(熱線式線量計) 蛍光ガラス線量計	四半期毎	TLD 蛍光ガラス線量計 直読式電子式積算線量計				
陸上試料	大気浮遊じん	1	九町越	-	連続	-	-	-	-	-	全アルファ放射能(ZnS(Ag)シンチレーション検出器) 全ベータ放射能(プラスチックシンチレーション検出器)	1~3か月毎	核種分析			
		5	九町越、湊浦、豊之浦、加周、松山市	4	4, 7, 10, 1	2	20	-	-	20	20					
	陸水(河川水)	1	九町	4	4, 7, 10, 1	1	4	4	1	-	1	四半期毎	"	飲料水		
	土壌	3	九町越、発電所周辺(2)	4	4, 7, 10, 1	3	12	-	3	-	3	表層土	半年毎	"	表層土	
	農産食品	みかん	10	九町越、九町アラカヤ、亀浦、川永田、二見字磯口、九町字浦安、大浜、保内町、八幡浜市、中山町	1	11	10	10	-	-	3	-	収穫期	"		
		野菜	3	九町、川永田、湊浦	2	12, 1	3	6	-	1	6	-	ほうれん草等			
		植物	松葉	1	九町越	1	8	1	1	-	-	1	-	四半期毎	"	指標生物
			杉葉	2	九町越、大浜	4	5, 8, 11, 12	2	8	-	-	4	-			
	降下物、降水	2	九町越、松山市	12	毎月1回	2	24	24	4	-	2		毎月	"	水盤法等	
	海洋試料	海水	1	平瀬透過堤沖	4	5, 7, 9, 11	1	4	4	4	-	4	表面水	半年毎	"	表面水
海底土		2	平瀬透過堤北東、平瀬沖入江	4	5, 7, 9, 11	2	8	-	8	-	8	表層土	半年毎	"	表層土	
海産生物		魚類	1	九町越沖	4	4, 7, 10, 2	1	4	-	1	-	1	めばる等	漁期 指標生物 四半期毎	"	
		無脊椎動物	1	九町越沖	4	4, 7, 10, 2	1	4	-	1	-	1	むらさきいがい等			
		海藻類	1	九町越沖	4	4, 7, 10, 2	1	6	-	2	1	1	ほんだわら、くろめ等			
気象要素	風向、風速、降水量、気温、安定度等	1	九町越	-	連続							モニタリングステーション	原則として連続		気温、風向、風速、降水量等	
	感雨	8	九町越、伊方越、九町、湊浦、川永田、豊之浦、加周、大成	-	連続							モニタリングステーション モニタリングポスト				

(注1) 空間放射線(線量率)の定点定期測定については、伊方地域の放射線レベルを把握するとともに、空間放射線等の情報を知る目的で各種の測定機器を用いた測定する計画となっている。

(注2) 国のモニタリング指針には「環境放射線モニタリングに関する指針」(原子力安全委員会 平成13年3月一部改訂)を用いた。

資料 8 - 4 環境放射線測定点及び試料採取地点図

モニタリングステーション及びモニタリングポスト	
シンチレーション式線量率計等	
モニタリングポストイント(積算線量)	
環境試料	



資料 8 - 5 環境放射線測定点図

